

告 示

埼玉県告示第五百一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年五月二十六日（土）午前十時から十一時まで

鶴ヶ島市役所 五階会議室

イ 平成三十年五月二十六日（土）午後一時三十分から二時三十分まで

川越市川鶴公民館 会議室

ウ 平成三十年五月二十六日（土）午後四時から五時まで

狭山市柏原公民館 ホール

エ 平成三十年五月二十七日（日）午前十時から十一時まで

坂戸市役所 二〇一会議室

オ 平成三十年五月二十七日（日）午後一時三十分から二時三十分まで

日高市役所 三〇一会議室

三 事業者の氏名及び住所

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 意見を聴こうとする事項

埼玉県が作成した（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見